

公益社団法人足立法人会 青年部会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本部会は、公益社団法人足立法人会青年部会（以下「青年部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 青年部会の事務所は、東京都足立区千住中居町 2 5 番 7 号公益社団法人足立法人会事務局内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 青年部会は、公益社団法人足立法人会（以下「本会」という。）の定款に準じ、本会会員相互の親睦と企業経営の発展を図り、あわせて本会の事業活動に積極的に参加し、支援・協力することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 青年部会は、前条の目的を達成するために次に挙げる事業を行う。

- (1) 研修会、視察見学会、講習会、講演会、懇談会、懇親会等
- (2) 地域行事への協力協賛、友誼団体との協調連携
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格及び定年)

第 5 条 青年部会員（以下「部会員」という。）の資格及び定年は、次のとおりとする。

- (1) 部会員は、本会の会員で、経営参画者及び幹部社員、将来経営に参画する予定のある者で、青年部会の趣旨に賛同する者とする。
- (2) 部会員になることを希望する者は、入会申込書を本会事務局に提出し、必要な手続きを経て、役員会及び定例会での承認を得なければならない。
- (3) 部会員は、年度末の時点で年齢 5 0 歳未満の者とする。
- (4) 新年度以降 5 0 歳に到達した部会員は、その年度末において定年とし、青年部会を退部するものとする。

(届 出)

第 6 条 部会員は、会社の住所、連絡先及び役職などに変更があった場合、その旨を本会事務局に、速やかに届け出なければならない。

(会 費)

第 7 条 会費は、別に定めるところによる。

- 2 会費は、毎年所定の期日までに、納入しなければならない。
- 3 新入部会員については、入部初年度の会費を全額免除する。

(退 部)

第 8 条 部会員は、あらかじめ部会長に申し出て、その後本会事務局に必要な手続きを経て、定例会の承認を以て、青年部会を退部することが出来る。

- 2 部会員は、次の事由によって退部する。
 - (1) 部会員たる資格の喪失
 - (2) 死亡
 - (3) 除名

(除 名)

第 9 条 青年部会において、次の事項に該当する部会員を、役員会で満場一致し、かつ定例会で出席部会員の 3 分の 2 以上の賛成議決によって除名することが出来る。

- (1) 年度末までに会費の納入その他部会員たる義務を怠った者
- (2) 本会及び青年部会の体面を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為が確認された者
- (3) その他除名すべき正当な事由がある者

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 10 条 青年部会には、次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1 名
 - (2) 副 部 会 長 7 名以内
 - (3) 幹 事 各事業につき 1 名以上
- 2 部会長が必要と認めた時に、部会長に選出された経験のある部会員に限り、1 名を顧問として任命することが出来る。
 - 3 部会長が必要と認めた時に、青年部会を定年で退部している本会会員

(青年部会OB)に限り、若干名を相談役として任命することが出来る。

(役員を選任)

第11条 役員は、部会員の中から選出し、青年部会定例会の出席者過半数の賛成を以て決める。

2 部会長は、青年部会役員会において選出し、青年部会定例会の出席者過半数の賛成を以て決める。その後、部会員の中から副部会長及び幹事を選任する。

(役員職務)

第12条 部会長は、青年部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故及びやむを得ない事情があるときは、役員会にて協議のうえ、その中の代表者が部会長代理としてその職務を代行する。

3 役員は、定例会の決議に従い、青年部会の運営を協議執行する。

4 部会長に選出された経験のある部会員は、部会長の補佐と、青年部会と本会との連携の補佐を目的に、顧問に就任する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、1期2年とし、当該年度本会通常総会より就任し、翌々年度の通常総会終了までとする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、任期途中で50歳を迎えても、任期を全うしてから定年とし、退部を迎えるものとする。

3 相談役は、任期中は部会員と同じ資格を有し、活動するものとする。

4 役員及び顧問、相談役に欠員が生じた時は、補充の要否について役員会で協議する。

第5章 会 議

(会 議)

第14条 会議は、部会長が招集する。

2 会議の種類は、次のとおりとする。

(1) 役員会 (正副部会長会議)

(2) 定例会 (部会員全体会議)

(3) 年次大会 (年度活動報告会)

(4) その他臨時の会議

(報告会の開催)

第15条 年度活動報告会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に、定例会または年次大会として開催する。

(議決の方法)

第16条 議決を必要とする議事は、出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会議の議長)

第17条 議決を必要とする会議及び案件事項の議長は、部会長を以てこれにあたる。但し、定例会や年次大会等の議事進行はこれにあたらぬものとする。

第6章 事業年度

(事業年度)

第18条 青年部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 補 則

(細 則)

第19条 本規約に定めぬ事項については、定款の規定を準用する。

附 則

本規約は、昭和55年10月7日より施行する。

附 則

本規約は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、昭和61年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成12年5月12日より施行する。

附 則

本規約は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、令和3年4月1日より施行する。